

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する市政情報に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求または利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報または匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取

りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済み）

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第12号

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の右に「もしくは第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第48条第1項および第5項中「第22号の4様式」の右に「または第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の右に「または第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項および第5項ならびに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の右に「または第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第5条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第7条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の右に「または第63条」を加え、「または附則第15条から第15条の3の2まで」の右に「もしくは第63条」を加える。

付則第7条の2第3項中「法附則第15条第15項」を「法附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「法附則第15条第22項」を「法附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「法附則第15条第23項第1号」を「法附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「法附則第15条第23項第2号」を「法附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「法附則第15条第23項第3号」を「法附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「法附則第15条第24項第1号」を「法附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「法附則第15条第24項第2号」を「法附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「法附則第15条第26項第1号イ」を「法附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「法附則第15条第26項第1号ロ」を「法附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「法附則第15条第26項第1号ハ」を「法附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「法附則第15条第26項第1号ニ」を「法附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「法附則第15条第26項第2号イ」を「法附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「法附則第15条第26項第2号ロ」を「法附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「法附則第15条第26項第2号ハ」を「法附則第15条第25項第2号ハ」に改

め、同条第17項中「法附則第15条第26項第3号イ」を「法附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「法附則第15条第26項第3号ロ」を「法附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「法附則第15条第26項第3号ハ」を「法附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「法附則第15条第29項」を「法附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「法附則第15条第43項」を「法附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第43項」に改め、同条中第27項を次のように改める。

27 固定資産税に係る法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第7条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「施行規則附則第7条第13項」を「施行規則附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積
- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第12条の2を削り、付則第12条の2の2を付則第12条の2とし、付則第12条の2の3を付則第12条の2の2とする。

付則第12条の6第3項を削る。

付則第13条第1項中「第8項」を「第4項」に改

め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「法附則第30条第7項」を「法附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「法附則第30条第8項」を「法附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第13条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

付則第14条の2（見出しを含む。）中「法附則第15条第15項」を「法附則第15条第14項」に改める。

付則第14条の3（見出しを含む。）中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改める。

付則第14条の4（見出しを含む。）中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改める。

付則第14条の5（見出しを含む。）中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第38項」に改める。

付則第14条の6（見出しを含む。）中「法附則第15

条第44項」を「法附則第15条第43項」に改める。

付則第18条中「、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項もしくは第48項、第15条の2第2項または第15条の3」を「、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項もしくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3または第63条」に改め、「第15条の3まで」の右に「もしくは第63条」を加える。

付則第21条の2第1項各号列記以外の部分および第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同条第3項中「優良住宅等」を「優良住宅地等」に改める。

付則第28条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）にかかる契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の草津市税条例付則第12条の2および第12条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第13条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第18条の規定の適用については、同条中「、第43項もしくは第46項」とあるのは、「もしくは第43項」とする。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第13号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例(昭和30年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万

5千円」に改める。

第17条の3中「次条」を「次条第1項」に改める。

第17条の4第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「または雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

付則第3項中「第17条第1項」を「第17条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

付則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項および第14項中「第17条第1項の」を「第17条の」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(令和5年3月31日揭示済み)

規 則

草津市証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第3号

草津市証紙条例施行規則の一部を改正する規則

草津市証紙条例施行規則(昭和52年草津市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「200円、」の右に「300円、」を加え、同条中「30種類」を「31種類」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月17日揭示済み)

草津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第4号

草津市契約規則の一部を改正する規則

草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項および第19条の2第1項中「建設工事の請負」の右に「または業務の委託」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の草津市契約規則の規定は、施行日以後に入札を行う契約について適用する。

（令和5年3月22日揭示済み）

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第6号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市国民健康保険条例施行規則（昭和56年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済み）

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第7号

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年草津市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第7昇格時号給対応表イ一般行政職給料表昇格時号給対応表2級の欄中

「	26	「	25
	26		26
	27		26
	27		26
	28		27
	28		27
	29		27
	29		28
	30		28
	30		28
	31		29
	31		29
	32		30
	32		30
	33		31
	33		31
	34		32
	34		32
	35		33
	35		33
	36		34
	36		34
	37		35
	37		35
	38		36
	38		36
	39		37
	39		37
	40		38
	40		38
	41		39

41
42
42
43

39
40
40
41

」を 」に

改め、同表口教育職給料表昇格時号給対応表2級の欄中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47
47
48

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47
47

」を 」に、

50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60

49
50
50
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
58
59

」を 」に

改め、同表ハ医療職給料表(1)昇格時号給対応表2級の欄中

38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43

」を 」に

改め、同表ホ幼児教育職給料表昇格時号給対応表2級の欄中

26
27
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39

42
42
43
43
44

」を

40
40
41
42
43

」に、

「

46
47
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
51
52

」を

「

45
46
46
47
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
51

」に、

「

54
54
54
55
55

」を

「

53
54
54
54
54
54

」に、

「

56
56
56
57
57
57
57
57
57
58
58
58

」を

「

55
55
55
56
56
56
56
56
57
57
57
57

」に、

「

59
59

」を

「

58
58

」に、

59
59
59
60

」を

改め、同表6級の欄中

」に

59
59
59
59

「

62
62
63
63
63

」を

改める。

別表第7の2降格時号給対応表イ一般行政職給料表降格時号給対応表1級の欄中

」に

「

62

「

58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92

」を

改め、同表ロ教育職給料表降格時号給対応表1級の欄中

」に

「

59
62
65
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92
93
93

「

50
52
54
56
59

「

51
54
57
60
62

62
65

64
66

」を」に、

69
70
71
72
74
76
78
80
82
84
86

70
72
74
76
78
80
82
84
85
86
87

」を」に

改め、同表ハ医療職給料表(1)降格時号給対応表1級の欄中

65
66
67
68
71
74
77

66
68
70
72
74
76
78

」を」に

改め、同表ニ医療職給料表(2)降格時号給対応表1級の欄中

24
26

25
26

」を」に

改め、同表ホ幼児教育職給料表降格時号給対応表1級の欄中

53
54
55
56
58
60
62
64

54
56
58
60
62
64
66
68

66
68
70
72
73
74
75
76
78
80
82

69
70
71
72
74
76
78
80
81
82
83

」を」に、

85
86
87
88
91
94
97

86
88
90
92
94
96
98

」を」に、

103
106
109
112
117
122
127

104
108
112
116
120
124
128

」を」に

改め、同表4級の欄中

93
93
93
93
93

93

」を」に

改め、同表5級の欄中

89
89
89

89

89
89

」を に
改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月28日揭示済み)

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和5年3月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第8号

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する
規則

草津市建築基準法等施行細則（平成3年草津市規則
第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第6号中「表二の（三十）項」を「表
二の（二十九）項」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月28日揭示済み)

草津市が管理する市道の構造の技術的基準を定める
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第9号

草津市が管理する市道の構造の技術的基準を定
める規則の一部を改正する規則

草津市が管理する市道の構造の技術的基準を定める

規則（平成25年草津市規則第14号）の一部を次のよう
に改正する。

第33条中「横断歩道橋等」の右に「、自動運行補助
施設」を加える。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月28日揭示済み)

草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和5年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第10号

草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規
則

草津市生活保護法施行細則（平成19年草津市規則第
7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第23号中

「 扶養義務の履行について(照会) 」を、
「 扶養の可否について(照会) 」に、
「 つきましては、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからの程度扶養できる
かについて、別紙扶養届書により御回答下さい。 」を、
「 あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、
保護の決定実施上必要がありますので、あなたからの程度扶養できるかについて、別紙
扶養届書により御回答下さい。 」に

改める。

別記様式第27号中

「

施術情報 提供料	計	円
円		

 」を

「

施術 情報 提供料	明細書 発行体制 加算	計	円
円	円		

 」に、

額 要	合 計	一							円
	※社会保障(健・北) 有・無 割	一							円
	本人支払額	※							円
金庫預り等 加算日	1回目 日 2回目 日 3回目 日	非引請求 (受給)金額	一						円
生活費改善働 後割付加算日	日 日 日 日 日	決定金額	※						円

額 要	合 計	一							円
	※社会保障(健・北) 有・無 割	一							円
	本人支払額	※							円
金庫預り等 加算日	1回目 日 2回目 日 3回目 日	非引請求 (受給)金額	一						円
生活費改善働 後割付加算日	日 日 日 日 日	決定金額	※						円
明細書発行体制加算 加算日	日	決定金額	※						円

改める。

別記様式第44号を次のように改める。

様式第44号(第11条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

草津市福祉事務所長 宛

申請者 住所または居所

氏名

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

4. 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____支店

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別記様式第46号中

「 _____
※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。」を、

「 _____
※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
※この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。」に

改める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の草津市生活保護法施行細則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和5年3月29日掲示済み)

草津市樋門操作規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第11号

草津市樋門操作規則

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 警戒体制(第6条-第8条)
- 第3章 樋門の操作の方法等(第9条-第12条)
- 第4章 雑則(第13条-第17条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 草津市が管理する樋門の操作については、この規則に定めるところによる。

(名称および場所)

第2条 樋門の名称および場所は、別表のとおりとする。

(操作の目的)

第3条 樋門の操作は、一級河川草津川、一級河川十禅寺川(以下これらの川を「本川」という。)の洪水による排水路等(以下「支川」という。)への逆流を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第4条 この規則において「機側操作」とは、樋門に設置された操作盤等において、河川、背後地の状況等を目視等で確認しながら行う操作をいう。

(操作の基本方針)

第5条 樋門の操作は、機側操作を主たる操作方法とする。

第2章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第6条 建設部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 水防レベル4(草津市水防活動実務マニュアルで定めるレベルをいう。)体制以上のとき。
- (2) その他洪水により樋門からの逆流のおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第7条 建設部長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員を確保すること。
- (2) 樋門を操作するために必要な器具等の点検および整備を行うこと。
- (3) 樋門の操作上必要な気象および水象の観測、外水位および内水位の観測ならびに情報の収集を行うこと。
- (4) 第9条第2号の操作を行っている場合において、堤防、後背地の状況、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員(以下「機側操作員」という。)に退避を指示すること。

ア 水位が樋門の操作が必要な水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき。

イ 現場状況から、危険を察知した機側操作員から退避を求められたとき。

- (5) 緊急を要する場合には機側操作員が水防事務局長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所および退避時の操作状況の報告をさせること。

- (6) その他樋門の操作上必要な措置

(警戒体制の解除)

第8条 外水位が下降し、本川から支川へ洪水等の逆流のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第3章 樋門の操作の方法等

(平水時・洪水時の操作方法)

第9条 建設部長は、樋門の操作を次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 平水時など本川から支川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門ゲートを全開にしておくこと。
- (2) 本川から支川へ洪水等の逆流のおそれがある状況となったときは、今後の予測等について本川の河川管理者と協議し、機側操作にて樋門のゲートを全閉とすること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、河川の水位が下降傾向にあり、支川側の樋門地点の水位(以下「内水位」という。)が本川側の樋門地点の水位(以下「外水位」という。)より高くなったときは、機側操作にて樋門のゲートを全閉にすること。

(操作方法の特例)

第10条 建設部長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(操作等の通知)

第11条 第9条の規定に基づき樋門ゲートが全開もしくは全閉したとき、または事故等が発生したときは、速やかに関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第12条 樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始および終了年月日ならびに時刻、樋門の外水位および内水位
- (2) 操作の際に行った連絡事項
- (3) 第10条に該当するときは、操作の理由
- (4) その他参考となるべき事項

第4章 雑則

(点検および維持)

第13条 樋門を操作するために必要な機械器具等については、年1回以上の点検および維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第14条 建設部長は、樋門の操作に必要な水位を本川の河川水位情報より水位を観測するものとする。

(訓練)

第15条 該当する操作員については年1回以上机上ま

たは実地にて訓練を行い、操作の確実性、迅速性の向上に努めるものとする。

(記録の保存)

第16条 建設部長は、樋門の操作および観測に関する記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、建設部長が定める。

付 則

この規則は、令和5年3月31日から施行する。

別表(第2条関係)

本川の名称	樋門の名称	設置場所
一級河川草津川	御倉第二樋門	御倉町地先
	草津2-6号新草津川排水樋門	〃
	御倉樋門	〃
	西矢倉樋門	西矢倉二丁目地先
	草津1-1号支線樋門	東草津二丁目地先
	柳川樋門	青地町地先
	郡上川樋門	〃
一級河川十禅寺川	十禅寺川樋門	矢橋町地先

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市市政功労者表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第12号

草津市市政功労者表彰規則の一部を改正する規則

草津市市政功労者表彰規則(昭和42年草津市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「副市長」を「副市長または教育長」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済み)

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第13号

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則

草津市健康診査受診料徴収規則(昭和58年草津市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別表メタボ予防健康診査の部医療機関個別方式の項中「1,800円」を「1,900円」に、部集団健診方式の項中「1,500円」を「1,400円」に改め、同表肝炎ウイルス検診の部医療機関個別方式(C型のみ)の項中「900円」を「800円」に改め、同表子宮頸がん検診の部医療機関個別方式の項中「1,600円」を「1,500円」に改め、同表節目歯科健康診査の部医療機関個別方式の項中「900円」を「1,000円」に改め、同表妊婦歯科健康診査の部医療機関個別方式の項中「900円」を「1,000円」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。